

議第二号

徳島県振り込め詐欺等の被害の防止に関する条例の制定について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百二十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十六年三月十二日

提出者 全議員

徳島県議会議長 杉本直樹殿

徳島県振り込め詐欺等の被害の防止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、振り込め詐欺及び振り込め類似詐欺（以下「振り込め詐欺等」という。）の被害が後を絶たず、県民生活に悪影響を及ぼしている現状に鑑み、振り込め詐欺等の被害の防止（以下「被害防止」という。）に関し、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにし、それぞれが必要な措置を講ずるとともに、被害防止について一人一人が学んだ成果を、人と人との糾きずなにより被害防止のための助け合いの取組へと発展させることにより、振り込め詐欺等の被害を防止し、もって県民の財産の保全及び健全な経済活動ができる社会環境の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 振り込め詐欺 オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺をいう。

二 オレオレ詐欺 親族を装う等して電話をかけ、会社における横領金の補填金等の名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、指定した預貯金口座に現金を振り込ませる等の手口による詐欺（刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。）をいう。

三 架空請求詐欺 インターネットの有料ウェブサイトの使用料金等の架空の事実を口実に現金を請求する文書を送付して、指定した預貯金口座に現金を振り込ませる等の手口による詐欺をいう。

四 融資保証金詐欺 融資を受けるための保証金の名目で、指定した預貯金口座に現金を振り込ませる等の手口による詐欺をいう。

五 還付金等詐欺 市町村の職員等を装い、税金の還付等に必要な手続を装つて現金自動預入払出兼用機を操作させて口座間送金により現金を振り込ませる等の手口による詐欺又は電子計算機使用詐欺（刑法第二百四十六条の二の罪に当たる行為をいう。）をいう。

六 振り込め類似詐欺 株式の売買等の金融商品の取引、宝くじ当選番号等の特定の情報の提供、異性との交際あっせんその他これらに類する名目で、虚偽の情報を提供する等した上で、現金をだまし取る詐欺をいう。

七 事業者 次に掲げる者をいう。

イ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第二百三十三号）第二条第一項の金融機関

ロ 自己が所有し、又は管理する土地又は建物に現金自動預入払出兼用機を設置している者

ハ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物自動車運送事業者（その者のために貨物運送に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者を含む。）

ニ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）第二条第三項の携帯音声通

信事業者、同法第六条第一項の媒介業者等及び同法第十一条第一項の貸与業者
(県の責務)

第三条 県は、被害防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、必要があると認めるときは、県民、事業者及びこれらの者が組織する団体(以下「県民等」という。)に対して振り込め詐欺等の発生状況その他被害防止に有用な情報を探するものとする。

3 県は、市町村が実施する被害防止に関する施策に協力するとともに、市町村に対する情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

4 県は、被害防止に関する県民等の関心及び理解を深めるため、効果的な広報及び啓発活動を行うとともに、県民等が行う被害防止に関する自主的な活動を支援するものとする。

(県民の役割)

第四条 県民は、振り込め詐欺等の態様が常に変化し、被害の発生が繰り返されていることを認識し、国、県、市町村等が提供する情報及び学習の機会を主体的かつ積極的に活用し、自立した消費者として、適切に行動できる力を養うものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する被害防止に関する施策に協力するとともに、事業者が被害防止に関する注意を喚起した場合は、これを踏まえた上で、適切な行動をとるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、被害防止に関する関心及び理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する被害防止に関する施策並びに県民等が行う被害防止に関する自主的な活動に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、商品等の流通及び役務の提供に際し、振り込め詐欺等の手段に利用されないための措置を講ずるよう努めるとともに、県民に対し被害防止に関する注意を喚起し、及び被害防止に関する広報を行うよう努めるものとする。

(通報等)

第六条 県民は、次の各号のいずれかに該当するときは、警察官又は事業者への通報その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

一 その言動から振り込め詐欺等の被害を受けようとしていると疑われる者を発見したとき。

二 自己又は身近な者が、振り込め詐欺等と疑われる不審な電話、郵便物等を受けたとき。

(被害防止のための助け合いの取組)

2 事業者は、前項の通報を受けたとき又は商品等の流通及び役務の提供に際し、振り込め詐欺等の被害を受けようとしていると疑われる者若しくは振り込め詐欺等に係る行為を行っていると疑われる者を発見したときは、法令の範囲内で、警察官への通報その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第七条 県民は、家族及び地域住民との間で、互いに被害防止に関する注意を喚起するとともに、家族及び地域住民が振り込め詐欺等の被害を受けるおそれがあると認めるときは、契約の締結及び現金の支払の中止を促すこと等により、被害防止に努めるものとする。

る。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

振り込め詐欺等の被害が後を絶たず、県民生活に悪影響を及ぼしている現状に鑑み、振り込め詐欺等の被害の防止に関し、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにし、それぞれが必要な措置を講ずること等により、振り込め詐欺等の被害を防止し、もつて県民の財産の保全及び健全な経済活動ができる社会環境の実現に資する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

議第三号

徳島県スポーツ推進条例の制定について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百二十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十六年三月十一日

提出者 全議員

徳島県議会議長 杉本直樹殿

徳島県スポーツ推進条例

徳島県は、剣山、吉野川及び県南部の海岸線をはじめとする豊かな自然を生かしたグラススキー、ラフティング、サーフィン等のアウトドアスポーツが盛んである。また、春の風物詩であるとくしまマラソンの開催や、県民に誇りと喜び、夢と感動を与えるスポーツ選手の活躍等を通して、県民のスポーツに対する関心が一層の高まりを見せてている。そして、こうしたスポーツに親しみ、又はスポーツを楽しむため、広く県内外から訪れる人々を温かく迎えるお接待の文化が、本県には古くから根付いている。

このような本県の特性に加え、スポーツは、心身の健全な発達、健康の保持増進並びに体力及び運動能力の向上に重要な役割を果たす運動競技その他の身体活動であるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、特に青少年の健全な育成及び人格の形成に資するものである。

さらに、スポーツは、家族や仲間とのふれあいを生み、地域間の交流を促進し、地域の連帯感や郷土を愛する心を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。

こうした県民生活においてスポーツが有する役割の重要性等に鑑み、スポーツの推進についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、県民の理解と参画のもとに、スポーツに関する環境の整備に努め、本県のスポーツ人口の増加や競技力の向上を目指し、スポーツによる明るく豊かな県民生活を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びにスポーツ団体、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって県民の心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「スポーツ団体」とは、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。

2 この条例において「スポーツ活動」とは、スポーツを行い、指導し、若しくは観戦し、又はスポーツの競技会その他の催しの運営に携わる活動をいう。

(基本理念)

第三条 スポーツの推進は、全ての県民が、少年期、青年期、壮年期、高年期等の各段階

(以下「ライフステージ」という。)において、スポーツの有する意義について理解を深め、その関心、適性及び健康状態に応じ、身近にスポーツに親しむことができるよう行われなければならない。

2 スポーツの推進は、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう行われなければならない。

3 スポーツの推進は、青少年の体力の向上を図るとともに、公正さ及び規律を尊ぶ態度、克己心等を培い、豊かな人間性が育まれるよう行われなければならない。

4 スポーツの推進は、障がい者が積極的にスポーツに参加することができるよう、その障がいの種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ行われなければならない。

5 スポーツの推進は、県内に居住したことがあり、若しくは県内に活動の拠点を置くス
ポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）又は県内に活動の拠点を置くス
ポーツチーム（以下「県のスポーツ選手等」という。）が国際的又は全国的な規模のス
ポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるように、スポーツに関する競技
水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する施策相互の有機的な連携を図りつつ、
効果的に行わなければならない。

6 スポーツの推進は、世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、かつ、その交流が促
進されるよう行われなければならない。

7 スポーツの推進は、県のスポーツ選手等の活動を応援する社会的気運を高め、県民の
一体感及び活力が醸成されるよう行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポ
ーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の役割）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上のため、基本理念にのっと
り、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

（県民及び事業者の役割）

第六条 県民及び事業者は、スポーツの県民生活及び地域社会において果たす役割につい
て、理解を深め、将来の世代への継承に配慮するよう努めるとともに、地域におけるス
ポーツの発展に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条 県、スポーツ団体、県民及び事業者その他の関係者は、基本理念にのっとり、相
互に連携を図りながら協働するよう努めるものとする。

（推進計画の策定）

第八条 知事は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、ス
ポーツの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

（県民のスポーツ活動への参加の促進）

第九条 県は、スポーツに対する県民の関心を高め、その関心、適性及び健康状態に応じ
たスポーツ活動への自主的な参加を促進するよう努めるものとする。

（ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進）

第十条 県は、全ての県民が生涯にわたって、ライフステージ、体力、技術、目的等に応
じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ活動に参加する機会の提供、
地域におけるスポーツ活動を担う人材及び地域スポーツクラブ（地域の住民が主体的に
運営するスポーツ団体であつて、ライフステージ、体力、技術、目的等に配慮しつつ、
地域の住民に対しスポーツ活動に参加する機会を提供するものをいう。以下同じ。）の
育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（スポーツ施設の整備等）

第十一條 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、県が設置するスポーツ施設

(スポーツ施設の設備を含む。次項において同じ。) の整備並びに機能の維持及び改善に努めるものとする。

2 県は、県が設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を県民がスポーツ活動の場として、有効に活用することができるよう配慮するものとする。

(心身の健康の保持増進のためのスポーツの推進)

第十二条 県は、県民の心身の健康の保持増進のためのスポーツを推進するため、当該スポーツに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(青少年のスポーツに参加する機会の提供等)

第十三条 県は、青少年の心身の健全な発達及び体力の向上を図るために、青少年がスポーツに参加する機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校における体育の充実)

第十四条 県は、学校における体育の充実を図るために、体育に関する教員の資質の向上に努めるとともに、地域におけるスポーツ活動を担う人材の活用、環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障がい者のスポーツ活動の推進)

第十五条 県は、障がい者が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障がいの種類及び程度に応じたスポーツへの参加の機会の提供、障がい者のスポーツ活動に携わる人材の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(競技水準の向上)

第十六条 県は、競技水準の向上を図るために、市町村、スポーツ団体等と協力し、スポーツ選手の計画的な育成、スポーツ指導者の確保及び養成、スポーツに関する医学をはじめとする科学の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツを通じた地域の活性化等)

第十七条 県は、スポーツを通じた地域の活性化及び一体感の醸成並びに県の情報の全国への発信を図るため、県のスポーツ選手等と県民との交流又は地域スポーツクラブ相互の交流の促進、スポーツの競技会その他の催しの開催、県外からのスポーツの合宿の誘致その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第十八条 県は、スポーツの競技会において特に優秀な成績を収めた者及びスポーツの推進に特に功績があつたと認められる者の顕彰を行うものとする。

(財政上の措置)

第十九条 県は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されているスポーツの推進に関する県の計画であつて、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るためのものは、第八条第一項の規定により策定された推進計画とみなす。

提案理由

スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びにスポーツ団体、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もつて県民の心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第四号

徳島県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十六年三月二十一日

提出者

重 中 岩 南 有 寺 川 喜 西 児 元 横 竹	内 資 浩
清 山 丸 持 多 正 宏 益 生 達 正 貴	本 章 生 勝 朗
佳 俊 恒 正 益 生 達 正 義 思 生 達 正	岡 木 岸 藤 田 北 島 豊 也
之 雄 史 史 生 達 正 義 思 生 達 正 利	木 南 征 美 治
森 来 岡 嘉 杉 藤 丸 笠 岸 藤 田 北 島 豊 也	岡 木 南 征 美 治
田 代 田 見 本 田 本 若 井 国 泰 勝 利 治	
正 理 博 直 元 祐 国 泰 勝 利 治	
博 文 絵 之 樹 治 二 二 利 治	

徳島県議会議長

杉本直樹殿

徳島県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十四年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四十一人」を「三十九人」に改める。

第二条中「第二百七十二条第二項」を「第二百七十二条」に改め、同条の表中「十一人」を「十人」に、「五人」を「四人」に改める。

附 則

この条例は、次的一般選挙から施行する。ただし、第一条の改正規定（「第二百七十二条第二項」を「第二百七十二条」に改める部分に限る。）は、平成二十七年三月一日から施行する。

提案理由

近年の厳しい社会経済情勢に鑑み、徳島県議会の議員の定数及び選挙区において選挙すべき議員の数について、徳島県議会の主体的な判断により改めるとともに、公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第五号

徳島県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第一百二十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十六年三月十一日

提出者

徳島県議会議長 杉本直樹殿

庄野昌彦
白木春夫
黒崎清治
松崎章

徳島県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に
関する条例の一部を改正する条例

第一条 徳島県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数
に関する条例（平成十四年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二百七十二条第一項」を「第二百七十二条」に改める。

第一条 徳島県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数
に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中「四十一人」を「三十七人」に改める。

第二条中「及び第二百七十二条」を削り、同条の表中

美馬第一選挙区

三好第一選挙区

美馬市	二人
三好市	一人

美馬市	二人
三好市	一人

那賀選挙区	海部選挙区
板野選挙区	美馬第二選挙区

美馬市及び美馬郡	二人
三好市及び三好郡	二人

に、

三好第二選挙区	美馬第二選挙区
三好第一選挙区	那賀選挙区

那賀郡

一人

海部郡

板野郡

美馬郡

三好郡

二人

一人

五人

を

那賀・海部選挙区

板野選挙区

「

那

板

賀郡及び海部郡

二人

野郡

四人

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、第一条の規定は、平成二十七年三月一日から施行する。

に改める。

提案理由

近年の厳しい社会経済情勢に鑑み、徳島県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、徳島県議会の主体的な判断により改めるとともに、公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第6号

地方裁判所及び家庭裁判所の各支部への裁判官常駐等を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成26年3月12日

提出者 全議員

徳島県議会議長 杉本直樹殿

地方裁判所及び家庭裁判所の各支部への裁判官常駐等を求める意見書

社会における裁判所の必要性は、大都市であれ地方であれ、何ら異なるものではなく、人口の多寡、交通環境の良否、地域性などに左右されることなく、どこにいても同様に裁判所のサービスを享受できるようにすべきであることは言うまでもない。

しかしながら、本県の状況を見ると、阿南市・那賀郡・海部郡の司法を担う徳島地方裁判所及び家庭裁判所の阿南支部、美馬市・三好市・美馬郡・三好郡の司法を担う徳島地方裁判所及び家庭裁判所の美馬支部とも、裁判官が常駐しておらず、わずか1名の裁判官が週に二、三回徳島市の本庁から填補により登庁することに限られており、これらの地域の住民の裁判を受ける権利が著しく損なわれている。また、離婚や相続等に関する事案を扱う徳島家庭裁判所牟岐出張所や徳島家庭裁判所池田出張所は、わずか月1回の開廷であり、加えて住民にとって最も身近で利用しやすい存在であるべき簡易裁判所についても、開廷日が極めて少ないなどの問題がある。

これでは、到底住民に十分な司法サービスを提供しているとは言い難い。

全ての住民が、裁判所の提供する司法サービスを享受し、基本的人権が尊重され、公正な紛争解決が迅速に図られる社会を構築することは極めて重要な国責務である。

よって、国においては、速やかに地方裁判所及び家庭裁判所の各支部への裁判官常駐を実現させ、開廷日を大幅に増加させるとともに、司法機能強化のため、家庭裁判所出張所及び簡易裁判所を含め、裁判所機能を充実強化することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

内閣官房長官

協力要望先

県選出国會議員

議第7号

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成26年3月12日

提出者

治美豊也治利二治樹之繪文博夫治子英樹
富征勝泰國祐元直博理正正春清良章佑
本南田島本井若田本見田代田木崎田西
岡木藤北岸笠丸藤杉嘉岡來森臼松達大岡
浩孝生勝朗思義邇生生史雄之彥章代見樹
資 章 貴宏正正益恒正俊佳昌 美哲尚
内本木島沢多端井持 丸山清野崎田尾本
竹樺元児西喜川寺有南岩中重庄黒古長森

德島県議會議長 杉本直樹殿

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書

手話とは、音声ではなく手指や顔の表情、身体の動きを使う独自の語彙や、音声言語の日本語とは異なる言語体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーション手段として大切に守られてきた。

しかしながら、1880年にイタリア・ミラノで開催された「世界ろう教育会議」において、ろう学校では手話が禁止され、ろう者や手話が差別・偏見の対象にされてきた長い歴史があった。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。同条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に改正された「障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国及び地方公共団体に対して情報保障を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを県民に広め、聞こえない子供が手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及することのできる環境整備に向け、国において「手話言語法（仮称）」の制定が必要であると考える。

よって、国においては、「手話言語法（仮称）」を制定されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　名

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

協力要望先

県選出国会議員